

議 事 の 大 要

- 委員長 定刻となりましたので、只今より令和4年第10回東久留米市選挙管理委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、議案第30号「令和4年11月1日現在における永久選挙人名簿の抹消について」、議案第31号「令和5年4月23日執行東久留米市議会議員選挙執行計画（案）について」、及び「その他」でございます。
- 委員長 初めに日程1. 議案第30号「令和4年11月1日現在における永久選挙人名簿の抹消について」であります。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第30号についてご説明いたします。
選挙人名簿登録者数（前回）は男 47,160 名 女 50,648 名 計 97,808 名、抹消者数（減）は男 201 名 女 186 名 計 387 名であり、令和4年11月1日現在における選挙人名簿登録者数は男 46,959 名 女 50,462 名 計 97,421 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第28条に該当するものを抹消するためでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 事務局 前回、委員よりご質問のあった「在外選挙人名簿の日付が、当日になっているのはどうしてか」について回答します。
抹消については、抹消があった時は「直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない」とあり、特に日付は決まっておりませんが、直近の選挙管理委員会で議題とし、すぐに議決を行っていただいております。登録については、公職選挙法第22条2項で登録の日付を1日としております。登録の方もありますので、抹消につきましては、法令上規定はございませんが、統計的に1日として行っている市が多いようです。
- 委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。
- 委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第30号を原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 各委員 全員承認
- 委員長 次に日程2. 議案第31号「令和5年4月23日執行東久留米市議会議員選挙執行計画（案）について」であります。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 続きまして議案第31号について説明いたします。執行計画（案）の内容を全てお話しいたしますと内容が膨大となってしまうため、概要のみを説明させていただきます。

(令和5年4月23日執行東久留米市議会議員選挙執行計画(案)の概要説明。)

委員長 説明が終わりました。只今の説明についてご意見はございませんか。

委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第31号を原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

事務局 承認いただきましたので、令和5年4月23日執行東久留米市議会議員選挙執行計画(案)の「(案)」の文字の削除させていただきます。今後、都選管から届く手引き等の内容を、こちら事務局にて、今日の案に盛り込んで修正が生じた際には、修正させて頂き、修正した内容を次回の委員会にて報告させて頂きたいと思っております。

委員長 では日程3.その他に移りたいと思っております。事務局からよろしくお願い致します。

事務局 令和4年第3回定例会における選挙管理委員会事務局に対する質疑等に対して説明を行いました。

・東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、総務文教委員会、本会議において全員賛成で可決され、市長部局において公布済みです。

・総務文教委員会において、2人の議員から質問ありました。

一人目の議員からは、3点質問あり。1点目の「指定施設の不在者投票制度について」は、「当該制度は、各病院等からの申請に基づき各都道府県の選挙管理委員会が指定することになっておりますが、疾病等により病院に入院中の方の選挙権行使の機会を確保する観点から、選挙管理委員会事務局では、これまでも市内の対象施設には不在者投票制度についてご理解とご協力についてお願いはしているところです」と答弁いたしました。

2点目の「共通投票所の設置について」は、二重投票を防止する観点から、専用のネットワークのシステムの構築を行うことが必要であり、費用の問題から難しいと答弁いたしました。

3点目の「当日の投票所の増設について」は、費用の点及び投票区域の変更を伴うことから、混乱を生じないように変更後の区割りなどを慎重に検討する必要があると、議員からの御提案につきましては、選挙管理委員の皆様にお伝えする旨を答弁しました。

二人目の議員からは、「選挙運動用ビラについて」は、個別配布が禁止されている旨を答弁いたしました。

・決算特別委員会においては、大きく3点について質問ありました。大きく1点目は、投票環境の向上の施策についてです。この、投票環境の向上の施策については、期日前投票所の増設として3点の質問ありました。1点目の「期日前投票所を市内の商業施設で設置することについて」は、先般、選挙管理委員会事務局として、市内の商業施設の現地視察等を行ってきております。その中では、「①商業施設の多目的ホールは、コロナ禍以前は稼働率が高く予約は3か月前から受付していること。②選挙執行日と他の利用者の予約が重なった場合に、他市にある系列の商業施設と異なり代替スペースを用意することが困難なこと、③二重投票を防止するために選挙人名簿を管理する本事務局内に設置されているサーバーと市内の商業施設との間に専用のネットワークを構築することが現時点では難しいこと」などの様々な具体的な状況の課題を把握してきていることを答弁いたしました。2点目は、「3圏域の地域センターで期日前投票所を設置すること」についてです。期日前投票所の設置には、一定程度のスペースの確保が必要と考えており、さらに駐車スペースの確保などを含め、他の用事で当該施設に来られた方に対しても混乱が起きないように考慮する必要があると認識しており、これらの課題に対処し期日前投票所の円滑な運営の体制を構築することは現状では難しいものと考えている旨を答弁いたしました。3点目として「期日前投票所の設置を、わくわく健康プラザで行うことについての見解」は、二重投票を防止する観点から、現状では、市内の本庁舎に設置されている選挙人名簿を管理する選挙サーバーと市内の他の施設との間に専用のネットワークがなく、敷設等にかかるイニシャルコストやランニングコストの経費の点について考慮する必要があると考えていることを答弁いたしました。

大きく2点目は、郵便などによる不在者投票についてです。現在の対象者は「要介護5」の方となっております。しかし、「要介護3」でも歩行が困難な方がほとんどです。郵便投票というのは国の制度ですが、その後の国の動きについては、総務省の検討機関でありませ、投票環境の向上方策等に関する研究会におきまして要介護度の対象の拡充が検討され、平成29年6月には「要介護3まで対象とすべき」との報告書が出されております。しかし、その後は公職選挙法の改正にはつながっていない状況を答弁いたしました。

大きく3点目は、不在者投票のオンライン請求についてです。選挙期間中に市外に滞在している方は、郵送等に投票用紙の交付を申請ができますが、昨年10月から土曜配達廃止されるなど郵便配達

事情が変化し、時間と手間がかかる状況となっています。そこで、既に近隣市が導入している「マイナンバーカードを利用した不在者投票のオンライン請求について」は、マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォンから投票用紙等をオンラインで請求することが可能となったので、本事務局としては、来年度実施予定の統一地方選挙から利用できるように現在検討しているところの旨を答弁いたしました。

さらに再質問として、投票環境の向上について、2点質問がありました。1点目は、「投票支援カード」についてです。障がい者の投票支援として他市でも導入している投票支援カードを本市でも導入することについての見解は、「他市の事例を参考にしながら、導入にむけて調整してまいりたい」と考えていることを答弁いたしました。2点目は「先般執行された参議院議員の本市の若者世代の投票率の現状と課題、それに対する対策等について」です。選挙出前事業と模擬投票を実施していることを答弁いたしました。

委員

わくわく健康プラザに期日前投票所を設置した場合、休日診療など様々な事業を実施しているので、駐車場がいっぱいになっているイメージがある。

委員長

その他何かありますでしょうか。

各委員

ございません。

委員長

無いようなので、閉会といたします。ありがとうございました。